

第10回教育委員会会議録

1 日 時 令和元年10月21日(月) 開会：15時30分
閉会：16時05分

2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 2F共用会議室G

3 出席委員 中馬好行教育長 松田福美委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員

4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長

5 書 記 教育政策担当係長、教育政策課主査

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第29号 周南市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について
3	議案第30号 令和元年度(平成30年度対象)教育委員会の点検・評価報告書の提出について

8 委員会協議会

(1) 11月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課→人権教育課→学校教育課→中央図書館)

(2) 第三次周南市子供読書活動推進計画について

(報告者：中央図書館)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和元年第10回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして、進めてまいります。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。
本日の会議録署名委員は、片山委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

2	議案第29号 周南市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について
---	-------------------------------------

教育長

続いて日程第2、議案第29号「周南市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第29号「周南市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

議案書の1ページから3ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づくものでございます。

学校運営協議会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定してあります学校運営協議会について、必要な事項を定めております。

第1条及び第7条の改正につきましては、8月の定例会でご審議いただきました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が来年の4月1日から施行され、会計年度任用職員の制度が創設されますことから、この度改正を行うものです。

まず、第1条の改正は、会計年度任用職員の制度の創設に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正に伴い第47条の3が削除され、条ずれが生じますことから、学校運営協議会について規定される第47条の6の条文が第47条の5に改正されます。これに伴い周南市学校運営協議会規則を改正するものです。

第7条の改正につきましては、周南市報酬及び費用弁償支給条例の別表が改正され、学校運営協議会委員の報酬の額が定められましたので、学校運営協議会規則の報酬の額について規定した部分を削除するものです。

第10条につきましては、会議の開催について規定しており、これまで学校運営協議会委員からもご意見をいただいております箇所の語句の整理を行うものです。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や周南市報酬及び費用弁償支給条例の施行に合わせ、令和2年4月1日からの適用するよう改正を行います。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。

松田福美委員

規則の改正について特段の意見はありませんが、学校運営協議会の体制について確認したいことがあります。現在、学校によって学校運営協議会委員数に多寡が見られますが、実態はどうなっているのでしょうか。運営方針に基づいて校長が推薦しているものだと思います。人数が違うということは学校運営協議会の体制をどのように位置づけているのかが違うのではないのでしょうか。委員に任命された方には報酬があり、協議会の下部組織のようなプロジェクトに関わっておられる方には報酬が無いということになっていないのでしょうか。

学校教育課長

現在は委員がおっしゃるような状況でございます。

教育長

学校運営協議会の委員の方は、地方公務員法に規定される特別職であり、本来、報酬は支払われるべきということから、今回、規則を改正するものです。人数は上限を定めており、何人にと限定はしていない状況です。

学校教育課長

上限は20名です。

松田福美委員

学校運営協議会の体制づくりと任命される委員数が関係している場合もあるのではないかと思います。思い確認させていただきました。

教育長

その他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第29号を決定いたします。

3	議案第30号 令和元年度（平成30年度対象）教育委員会の点検・評価報告書の提出について
---	---

教育長

続いて日程第3、議案第30号「令和元年度 教育委員会の点検・評価報告書の提出について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第30号、「令和元年度 教育委員会の点検・評価報告書の提出について」ご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号の規定により、「教育委員会の活動状況の点検・評価に関すること」については、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは、議案書の別冊「令和元年度（平成30年度対象） 教育委員会点検・評価報告書」の表紙の裏側、目次をご覧ください。

ここにありますように、この報告書は大きく4つの項目で構成しております。

「1 はじめに」の項では、事務の点検及び評価の目的、教育委員会の概要、事務の点検評価について、「2 教育委員会の会議及び委員の活動」の項では、教育委員会の会議の開催状況、

審議及び報告、教育委員会委員の活動について、「3 教育委員会の平成30年度重点事業」の項では、平成30年度の教育委員会の重点施策として、「周南市の教育事業概要」に掲載しております各所管課別の施策内容を掲載しております。

そして、「4 教育委員会の行政評価」の項では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての自主的な点検、評価として、平成28年度より、「適時適切な点検評価の実施」のために、前年度実施した事務事業についての評価を実施しております。

今年度も、「学識経験者の知見の活用」として、教育に関し学識経験を有する2人の大学教授にご協力をお願いし、評価をいただきましたことから、これらの内容を掲載しております。

それでは、4つの項ごとに、ご説明いたします。

まず、1ページの「1 はじめに」の項でございますが、ご承知のとおり、平成27年4月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が施行され、教育の政治的中立や安定性、継続性の担保等の教育行政の根幹部分を堅持した上で、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携強化が図られました。

この改正は、市民にとって分かりやすい明確な体制を構築し、適時適切で効果的な教育行政を推進していくためのものですが、こうした視点から、教育委員会の事務についても点検・評価をし、外部の学識経験者から直接評価をいただき、議会報告及び公表を通じて、今後の事務改善に資することを目的とする旨等を説明いたしております。

次に、2ページに掲載しております「2 教育委員会の会議及び委員の活動」の項でございますが、ここでは、定例会を12回開催し、32件の議案と21件の報告案件の審議が行われたことや、総合教育会議の開催状況、学校等の訪問や研修会等の実施状況を記載し、報告するものでございます。

次に、6ページから15ページまでの「3 教育委員会の平成30年度重点事業」の項につきましては、平成30年度に実施いたしました教育委員会の主要な施策として、「周南市の教育事業概要」の各所管課別の施策内容部分を引用し、報告するものでございます。

16ページから20ページまでにつきましては、教育費の決算の状況を報告するものでございます。

21ページから27ページでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定された『教育委員会事務事業の点検・評価』に関する内容となります「4 教育委員会の行政評価」の項でございます。

本市では、平成17年度から教育委員会を含めた全事務事業の「事務事業評価」を実施しておりますが、これに加えまして、平成23年度から「施策評価」を、平成25年度からは、評価の結果を施策に反映する「周南市版マネジメントシステム」を導入しており、教育委員会所管事務に係る点検評価も、これら市全体の事務事業評価等を活用して実施してまいりましたが、平成28年度から、教育に関する学識経験者を有する外部の有識者より評価をいただくこととしたことから、平成30年度に実施した事務事業につきまして、個別の評価結果をお示ししているものでございます。

21ページをご覧ください。

今年度から「行政評価システム」の導入により、10の評価項目ごとに評価点を積算し、総合評価を判定しております。

22ページ中段の四角囲みの「評価結果の内容」をご覧ください。

個別の事務事業評価でございますが、教育委員会の権限に属する事務事業について、まず所管課長を中心とした一次評価を行い、さらに部長による最終評価を行うことで点検・評価し、課題の早期改善につなげる「現場重視の行政評価」を実施しており、評価した事務事業91事業において、計画通りに事業を進めたA評価が23事業、改善の余地はあるものの概ね目標を達成したとして、実施方法やコスト等を見直しのうえ継続するB評価が68事業となっております。

事業ごとの評価につきましては、22ページ及び23ページの一覧表の中で、評価結果を掲載いたしております。

次に24ページから27ページですが、先程、ご説明いたしましたが、大変ご多忙の中、徳山大学の渡部教授と山口大学の霜川教授に評価をいただき、その結果を原文のまま掲載させていただいております。

渡部教授からは、教育大綱における基本理念や基本方針を踏まえた施策実現のための、事務事業全般については順調な遂行状況であるとして、前年度までの自己評価と今年度からの「行政評価システム」の導入による10項目に基づいた総合判定では、基準が変わったことから単純な比較はできないものの、91の事業がA又はB評価となっていることを踏まえ、高い評価をいただきました。

そして、各事務事業の課題・改善策の具体的かつ的確な記述に対し、今後の改善についての期待をいただいております。

さらに、地域教育の視点があることで、道徳教育や幼児教育の充実による徳育、確かな学力の育成や健やかな体の育成といった知育・体育、教職員の人材育成や安心安全な教育環境整備、生涯学習や人権教育の推進といったことなども可能になるとの観点から、例えば「やまぐち型地域連携教育」などのさらなる推進が強く求められること、また、平成30年度から公民館及び公民館類似施設を市民センターとして市長部局に移行し、地域づくりと生涯学習推進の地域拠点として位置付けたことは意義深く、地域づくりや子育て支援、そして社会教育との連携も期待されるなど、ご教示をいただいたところでございます。

霜川教授からは、今回導入された「行政評価システム」による、目的妥当性・有効性・効率性の観点と観点を構成する10の評価基準による多角的視点からの事業展開について高い評価をいただきました。

また、教育大綱のもと、市長部局と一体となり、時代を先見し創造的な教育行政を推進していると同時に、教育課題を的確に捉え、教育現場のニーズを踏まえて対応していると高く評価いただきました。

そして、特に記すべき事項として『評価制度の改善と職員の能力開発』と『予測困難な時代の到来と「周南教育」』について、個別の事業の評価や今後の事業の方向性、展開についてご教示をいただいております。

記載事項の説明は以上でございます。

この「教育委員会の所管事務に係る点検・評価」は、教育委員会が自ら活動状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することで、市民への説明責任を果たしながら、より効果的な教育行政の推進に資することを目的としております。

従いまして、この点検・評価の結果を踏まえ、今後の教育行政の改善等につなげてまいりたい

と考えております。

なお、本報告書は、本日、決定いただいた後、字句等については確認精査し、必要な修正を行った上で、議会に提出するとともにホームページ等で公表することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定のほどお願いいたします。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。

大野委員

21ページに事務事業評価の記載があり、評価基準が変更されたと説明がありましたが、もう少し詳しく説明していただけますか。

教育政策課長

今年度から「行政評価システム」の導入により、実績を踏まえて10の評価項目ごとに評価内容を決定し、評価点を積算した上でAからDまでの段階で総合評価を判定しております。

教育長

AとBの評価結果の内容だけでなく、CとDの評価結果がどのようなものか記載されているとわかりやすいのかもしれないですね。

そのほかありませんか。

松田敬子委員

23ページ81番の民俗資料展示室管理運営事業費は、昨年度はC評価だったと思います。これが今回B評価となっている具体的な理由は何でしょうか。

生涯学習課長

昨年度と今年度で事務事業評価の評価方法を変更したことが要因のひとつです。以前までの事務事業評価は、事業の内容を詳細に評価できる仕組みになっていましたが、今回からは、客観的に判断するために10項目で評価したためBとなりました。

ご承知のように新南陽民俗資料展示室は老朽化により一般の見学を休止し、福川小学校の校舎内で小学生を対象に予約が入れば見学を受け入れている状況です。本来であれば常設し、子どもたちに昔の生活を知ってもらうことが重要であると考えております。

今回の客観的な評価でB評価となりましたが、これから改善が必要という評価でもあると考えております。

教育長

おわかりいただけたでしょうか。

教育部長

少し補足させていただきます。前回までの評価は、実態をより詳細に評価することができるものでした。新南陽民俗資料展示室の事業目的の一つである資料の保存はできておりますが、施設は展示に供せないほど老朽化していることから、現在は一般の見学を中止しております。

今回から客観性を持たせるために10の項目から事業を評価しており、税金を投入することが妥当かという評価では「妥当である」という評価となります。しかし、展示室を整備すべきというような評価項目は無く、その他、様々な項目から評価を重ねるとB評価となります。

これは、客観性を持たせるために同じ基準で周南市の全事業を評価したためでありますが、事業目的を達成するためにも事務事業評価だけではなく、予算等で反映していかなければならないと考えております。

松田福美委員

事務事業評価自体が目指すものは何なのでしょうか。

教育部長

基本的には、P D C Aサイクルを回していこうということです。

松田福美委員

教育委員会の点検・評価として取り組まれるのは良いことだと思います。しかし、少しわかりにくいと思いました。それぞれの評価内容は公開できるのでしょうか。

教育部長

はい、できます。

松田福美委員

事務事業評価一覧表にはAとBが並んでおり、目標を達成できたとわかりますが、よく見るとBには改善の余地があるとされており、そこを知るためには、より細かな項目を見ていく必要があります。

評価結果の内容を理解するためにも、A評価からD評価までの説明が記載されていれば良いと思いました。

教育長

評価項目をもう少し大きくすると良いですね。

60ポイントや85ポイントの場合に総合評価がどのように区分されるのかがわかるようにしておくが良いですね。

教育部長

確認して修正させていただきます。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第30号を決定いたします。

その他に何かございますか。よろしいですか。以上をもちまして、「令和元年第10回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

片山 研治 委員 _____

大野 泰生 委員 _____